

介護予防・日常生活支援総合事業

大牟田市 保健福祉部
健康福祉推進室 福祉課

単価改定

【令和元年10月1日から】

1 訪問型サービス

介護予防訪問介護相当サービス

	サービス内容	算定項目	単位数 (R1.9.30まで)	算定単位	単位数 (R1.10.1から)
A2	訪問型独自サービスⅠ	事業対象者、要支援1・2 (週1回程度)	1168	1月につき	1172
	訪問型独自サービスⅡ	事業対象者、要支援1・2 (週2回程度)	2335		2342
	訪問型独自サービスⅢ	事業対象者、要支援2 (週2回を超える程度)	3704		3715

基準緩和型訪問サービス

	サービス内容	算定項目	単位数 (R1.9.30まで)	算定単位	単位数 (R1.10.1から)
A3	基準緩和型訪問サービスⅠ	事業対象者、要支援1・2 (週1回)	818	1月につき	820

2 通所型サービス

介護予防通所介護相当サービス


	サービス内容	算定項目	単位数 (R1.9.30まで)	算定単位		単位数 (R1.10.1から)
A6	通所型独自サービス1	事業対象者、要支援1	1647	1月につき		1655
	通所型独自サービス2	事業対象者、要支援2	3377			3393

基準緩和型通所サービス

	サービス内容	算定項目	単位数 (R1.9.30まで)	算定単位		単位数 (R1.10.1から)
A7	基準緩和型通所サービス I	事業対象者、要支援1・2 (週1回)	1153	1月につき		1159

3 介護予防マネジメント

介護予防マネジメント

	サービス内容	単位数 (R1.9.30まで)	算定単位		単位数 (R1.10.1から)
AF	介護予防ケアマネジメントA	430	1月につき		431
	介護予防ケアマネジメントB	230			231

4 加算（令和元年10月から）

介護予防訪問介護相当サービス

介護予防通所介護相当サービス

介護職員等特定処遇改善加算の追加

（訪問）	介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数の63/1000
	介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数の42/1000
（通所）	介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数の12/1000
	介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数の10/1000

5 支給限度額について

支給限度額も令和元年10月より変更されます

事業対象者	要支援1	要支援2
5003単位	5003単位	10473単位



事業対象者	要支援1	要支援2
5032単位	5032単位	10531単位

7 その他

介護予防通所介護相当サービス

事業所評価加算(申出)の有無の届出について

次年度の加算について、毎年**10月15日まで**に届出となっています

(すでに届出を行っている場合は不要です)

(現在)申出なし→申出あり

(現在)申出あり→申出なし

とする場合は届出が必要です